

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(日当) 第三条 日当の額は、一日当たり八千百円 以内において、総務大臣が定める。</p>	<p>(日当) 第三条 日当の額は、一日当たり八千五百円以内において、総務大臣が定める。</p>